

就活ハラスメントに対する基本指針

私たちは、採用活動において応募者の皆様と相互理解と信頼関係を最も大切にしています。すべての応募者が公正な環境で能力を発揮できるよう、立場の優位性を利用した不適切な言動（就活ハラスメント）を一切許容せず、安心して選考に参加できる環境づくりに努めます。

【基本方針】

社会福祉法人愛光（以下「愛光」という）は、関係法令および厚生労働省の指針に基づき、就職活動中（インターンシップ含む）の学生・求職者の皆さま（以下、応募者）に対するあらゆるハラスメント行為を禁止します。万が一、当法人の役員等によるハラスメント行為が認められた場合は、加害者に対してハラスメント防止に関する規程及び就業規則に基づき厳正に処罰します。

【就活ハラスメントの定義】

本指針における「就活ハラスメント」とは、採用選考およびこれに関連する活動において、採用側の優越的な立場を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超える不適切な言動により、応募者の就職活動環境を害する行為をいいます。これには、性的な言動により不利益や不快感を与える「セクシャルハラスメント」や威圧的な言動等による「パワーハラスメント」等が含まれます。

【対象となる行為例】

愛光は、以下のような行為を禁止します。（これらは例示であり、限定されるものではありません）

1. セクシャルハラスメントに該当する行為

- ・ 性的な冗談、からかい、質問
- ・ 身体への不必要な接触
- ・ 食事、デート、その他私的な同行への誘い
- ・ 性的な関心や要求への対応により、採用選考における有利・不利を示唆する行為

2. パワーハラスメント・優越的地位の濫用

- ・人格を否定するような暴言、威圧的な言動
- ・採用選考の進捗を人質にとるような不当な要求
- ・他法人への就職活動の終了や内定辞退を不当に強要する行為

3. プライバシーの侵害・不適切な領域への介入

- ・選考と無関係なプライベートな事項（思想・信条・宗教・家族関係・交際関係等）の詮索
- ・私的な領域への介入
- ・ＳＮＳ（LINE等）を通じた業務外の個人的な連絡
- ・深夜や休日の不必要な連絡

【就活ハラスメント予防の取り組み】

愛光は、就活ハラスメントを未然に防ぐため、採用担当者および面接官を含むすべての職員に対し、適切な採用選考の実践とハラスメント防止に関する教育・研修を定期的に実施します。また採用に関わる職員に対して本指針の周知を徹底します。

【就活ハラスメント防止のための遵守ルール】

1. 面接等の実施場所・時間について

面接や面談は、日中（9：00～17：30）に、事業所内の会議室で行うことを原則とし、事業所外での面接や飲食を伴う場での選考は行わない。

2. 連絡手段について

求職者との連絡は、採用管理システム・法人付与メール・法人電話に限定し、個人のLINE、SNS、私用の携帯電話でのやり取りは行わない。

3. 質問内容・言動に関する配慮

業務遂行能力に直接関係のない、以下のようなプライベートに関する質問や言及は行わない。

- ・交際相手の有無や結婚・出産・育児の計画
- ・容姿・服装・身体的特徴に関する評価や言及

【相談への対応および相談者の保護】

万が一、愛光職員によるハラスメント行為が疑われる場合、あるいは被害に遭われた（またその懸念がある）場合は、速やかに以下の窓口までご相談ください。

1. 相談窓口の設置

応募者の皆様からの相談を受け付ける窓口を設置し、適切に対応します。

2. プライバシーの保護

相談者や事実確認にご協力いただいた方の個人情報および相談内容は、「個人情報保護方針」に基づき厳重に管理し、厳秘として取り扱います。相談対応により得た情報は、事実確認、調査および是正対応のためにのみ利用し、その他の目的には使用しません。

3. 不利益取扱いの禁止

相談を行ったこと、あるいは事実関係の調査に協力したことを理由として、選考の可否判定において不利益な取り扱いをすることは一切ありません。

4. 事実確認と厳正な対処

相談内容に基づき、速やかに客観的な事実関係の調査を行います。ハラスメントの事実が確認された場合、就業規則に基づき、当該職員に対して厳正な処分を行うとともに、速やかに被害者への配慮および適切な是正・再発防止措置を講じます。

【相談窓口】

社会福祉法人愛光 ハラスメント相談窓口

コンプライアンス担当理事 安部 一義

TEL：043-483-4165

Mail：k-abe@rc-aikoh.or.jp

令和8年10月1日
社会福祉法人 愛光